

## 第6節 遺族補償

### 第1 遺族補償の内容

遺族補償は、職員が公務又は通勤により死亡した場合にその遺族が受けた損害を補償し、遺族の保護を図ることを目的として、その遺族に対し支給されます。

遺族補償には、遺族補償年金及び遺族補償一時金の2種類があります（法第31条）。

#### 1 遺族補償年金

##### (1) 受給資格者

遺族補償年金（以下本節において「年金」という。）を受けることができる遺族を年金の受給資格者といい、その範囲は、第3-9表に掲げる要件を備える者で、職員の死亡の当時、その収入によって生計を維持していたものとなります（「第6 特例遺族」P.219参照）。

第3-9表 遺族補償年金の受給資格者となり得る遺族の範囲と受給権の順位

職員との続柄	職員が死亡した当時の年齢		受給権の順位
配偶者 (内縁関係を含む。)	妻	年齢は問わない	1
	夫	60歳以上のもの	
子 (養子を含む。)		18歳に達する日以後の最初の3月31日までのもの	2
父	母	60歳以上のもの	3
	実	18歳に達する日以後の最初の3月31日までのもの	
孫		18歳に達する日以後の最初の3月31日までのもの	4
祖父	母	60歳以上のもの	5
兄弟	姉妹	18歳に達する日以後の最初の3月31日までのもの又は60歳以上のもの	6
特例	遺族	55歳以上60歳未満のもの	7
			8

#### [注意事項]

- 「職員の死亡の当時、その収入によって生計を維持していたもの」には、「専ら」又は「主として」職員の収入によって生計を維持していた者のみでなく、職員の死亡の当時、その収入によって生計の一部を維持していた者も含まれます。
- 年齢は、職員の死亡当時のものとします。
- 職員の死亡の当時胎児であった子が出生したときは、職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していた子とみなします（出生したときから受給資格者となります）。

## (2) 受給権者

年金は、受給資格者のすべてに支給されるものではなく、その受給資格者のうち最先順位にある遺族にのみ支給されます。つまり、受給資格者のうち最先順位にある遺族が年金の受給権者となります。

受給権者となる順位は、第3-9表の「受給権の順位」のとおりで、同順位者が2人以上あるときは、それぞれ受給権者となります（法第32条第3項）。

## (3) 年金の支給額

年金は、第3-10表に掲げる受給権者及び受給権者と生計を同じくしている受給資格者の人数の区分に応じ、それぞれの額が支給されます。

なお、受給権者が2人以上あるときは、それぞれの受給権者に支給される年金の額は、上記の年金額をその受給権者の数で除して得た額となります。

生計を同じくしているとは、受給資格者が受給権者と一つの生計単位を構成していることをいい、必ずしもその生計が維持されていることを必要としません。

また、同居・別居を問いませんが、一般的には、同居している場合は、生計同一関係があるものと考えられます（法第33条第1・2項）。

第3-10表 遺族補償年金等

遺族の人数	遺族補償年金	遺族特別支給金	遺族特別援護金		遺族特別給付金
			公務災害	通勤災害	
1人	① ②以外の場合 平均給与額×153	300万円	1,735万円	1,045万円	年金の額に $\frac{20}{100}$ を乗じて得た額 上限額 $=150\text{万円} \times \frac{A}{365}$ A=遺族補償年金欄の遺族の人数に応ずる乗数
	② 55歳以上の妻又は総務省令で定める障害の状態にある妻の場合 平均給与額×175				
	2人 平均給与額×201				
3人	平均給与額×223				
4人以上	平均給与額×245				

## (4) 年金の端数処理

年金たる補償の額の100円未満の端数は、50円未満を切り捨て、50円以上を切り上げます（法第39条の2）。

## (5) 受給権及び受給資格の消滅

年金を受ける権利（受給権）は、受給権者が次のいずれかに該当するに至ったときに消滅し、これを失権といいます。この場合、同順位者がないと、後順位者があるときは次順位者が受給権者となり、年金の支給を受けることになりますが、これを転給といいます。

ア 死亡したとき。

イ 婚姻（内縁関係にある場合を含む。）をしたとき。

ウ 直系血族又は直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となったとき。

- エ 離縁によって、死亡した職員との親族関係が終了したとき。
  - オ 子、孫又は兄弟姉妹が 18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が終了したとき（職員の死亡の時から引き続き一定の障害の状態にあるときを除く）。
  - カ 職員の死亡の当時一定の障害の状態にあった 60 歳未満の夫、父母又は祖父母がその障害の状態でなくなったとき。
  - キ 職員の死亡の当時一定の障害の状態にあり 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日が終了していた子又は孫がその障害の状態でなくなったとき。
  - ク 職員の死亡の当時一定の障害の状態にあり 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日が終了していたか 60 歳未満であった兄弟姉妹がその障害の状態でなくなったとき。
- また、受給資格者についても上記アからクまでのいずれかに該当するに至ったときは受給資格を失い、これを失格といいます（法第 34 条）。

#### (6) 年金の支給期間等

年金は、支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、受給権が消滅した月で終わります。

また、支払は、毎年 2 月、4 月、6 月、8 月、10 月及び 12 月の 6 期に、それぞれの前月分までをまとめて支払うことになっていますが、受給権が消滅した場合におけるその期の年金は、支払期月でない月であっても支払われます。

#### (7) 年金額の改定

年金額は、次の場合に改定されます。

- ア 年金の額の算定基礎となる遺族の数に増減を生じたときは、その増減を生じた月の翌月から
- イ 年金の受給権者が妻であり、かつ、その妻と生計を同じくしている受給資格者がない場合において、その妻が 55 歳に達したとき（一定の障害の状態にあるときを除く。）等は、その該当するに至った月の翌月から
- ウ その他、国の職員の給与水準を基礎とした年金たる補償の自動改定（「第 6 平均給与額のスライド率早見表 P. 298 参照」）があったときは、その該当月から

#### (8) 他の法令による給付との調整

ア 同一の事由によって遺族補償年金と厚生年金保険法等、他の法令の規定による給付が併給される場合の遺族補償年金の額は、端数処理を行わない所定の遺族補償年金の額に他の法令の規定により併給される年金の種類に応じ、第 3-11 表に掲げる率を乗じて得た額を端数処理した額に調整されます。

なお、遺族補償年金と同一の事由によって支給される他の法令の規定による年金たる給付において「旧船員保険法の規定による遺族年金」、「旧厚生年金保険法の規定による遺族年金」、「旧国民年金法の規定による母子年金等」が 2 ある場合の調整率は、他の法令による年金たる給付に係るそれぞれの調整率を合算したものから 1 を減じた率とされます。

イ ただし、調整した後の遺族補償年金の額が調整前の遺族補償年金の額から他の法令の規定による年金たる給付の額（他の法令の規定による給付が 2 つある場合は、それぞれの給付の額の合算額）を控除した額を下回る場合は、その控除した後の額が遺族補償年金として支給されます（法附則第 8 条、令附則第 3 条）。

第3-11表 他の法令による給付との調整率

併給される公的年金	調整率	調整率 (特殊公務災害時)
厚生年金保険法による遺族厚生年金等及び国民年金法による遺族基礎年金	0.80	0.87
遺族厚生年金等(当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。)	0.84	0.89
遺族基礎年金(当該補償の事由となった死亡について遺族厚生年金又は平成24年一元化法改正前地方公務員等共済組合法・平成24年一元化法改正前国家公務員共済組合法による遺族共済年金が支給される場合を除く。)又は国民年金法による寡婦年金	0.88	0.92
旧船員保険法の規定による遺族年金	0.80	0.87
旧厚生年金保険法の規定による遺族年金	0.80	0.87
旧国民年金法の規定による母子年金等	0.90	0.93

#### (9) 遺族補償年金の支払停止

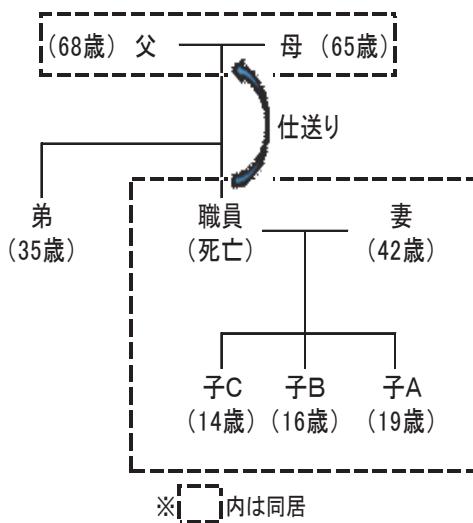
年金の受給権者が1年以上所在不明である場合には、同順位者（同順位者がないときは次順位者）の申請によって、その所在が明らかでない間、年金の支給が停止されます（法第35条）。

支給停止申請は、受給権者の所在が、基金及び受給権者の同順位者又は次順位者のいずれにも知れなくなった日から引き続いて1年以上その状態が継続している場合に遺族補償年金支給停止申請書（様式第20号）を基金に提出することにより行われ、支給停止の申請により所在不明となっている受給権者及びその者と生計を同じくしていた受給資格者に係る年金の支給が停止され、その者の同順位者（同順位者がないときは次順位者）が最先順位者となり、その支給が停止された月の翌月からこれらの者が年金の支給を受けることとなります。

支給停止をされた受給権者は、いつでもその所在を明らかにし、遺族補償年金支給停止解除申請書（様式第21号）及び年金証書を基金に提出して、支給停止の解除申請を行うことができます。

受給権者の所在不明により年金の支給が停止され、又はその停止が解除された場合における支給される年金の額は、法第33条第3項の規定を準用して改定されることとなります。

## 〈事例〉 遺族補償年金の受給資格者、受給権者、年金の算定基礎となる遺族の決定



左の図で、父、母は職員の生前仕送りを受けていましたが、職員の死後、職員の妻から仕送りを受けていません。

### ◎ 受給資格者

妻、子B、子C、父、母

### ◎ 受給権者

妻

### ◎ 年金の算定基礎となる遺族の数

妻、子B、子Cの3人

(ここで、父母は年金の受給権者である妻と同一生計関係にはないので、遺族の数には含まれません。)

### ◎ 年金の額

平均給与額×223

## 2 遺族補償一時金

### (1) 支給要件

遺族補償一時金（以下本節において「一時金」という。）は、次の場合に支給されます。

ア 職員の死亡当時、年金の受給資格者がいないとき（法第36条第1項第1号）

イ 職員の死亡当時、年金を受ける権利を有する者がいたが、年金の支給開始後失権し、他に受給資格者がなく、しかもそれまでに支給された年金の合計額（前払一時金を受けた場合は、当該金額を含む。）が第3-13表に掲げる遺族補償一時金の支給額に満たないとき（同第2号）

### (2) 受給資格者等

一時金の受給資格者は次の者であって、年金の受給資格がないもの、あるいは年金受給について失権又は失格したものとなっています（法第37条）。

ア 配偶者

イ 職員の死亡当時その収入によって生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

ウ ア、イ以外の者で、主として職員の収入によって生計を維持していたもの

エ イに該当しない子、父母、孫、祖父母及

第3-12表 遺族補償一時金の受給権の順位

生計維持関係	遺族	受給権の順位
生計維持関係の有無は問わない	配偶者	1
	子	2
	養父母	3
	実父母	4
	孫	5
	祖父母	6
	兄弟姉妹	7
生計維持関係のあった者	その他主として生計維持関係のあった者	8
	子	9
	養父母	10
	実父母	11
	孫	12
	祖父母	13
	兄弟姉妹	14

## び兄弟姉妹

受給権者となるのは、これらの者のうち最先順位者ですが、その順位は、ア、イ、ウ、エの順序により、イとエにおいては、子、父母（養父母は実父母より先順位とする。）、孫、祖父母、兄弟姉妹の順序によります。ただし、職員が遺言又はその任命権者に対する予告で、ウ及びエの該当者中から特に指名した者がある場合は、その者がウ及びエ中の他の者に優先して一時金を受けることとなります。

上記の一時金受給権の順位についてまとめたものが第3-12表です。

### (3) 一時金の支給額

一時金の支給額は次のようになっています（令附則第2条）。

なお、一時金の受給権者が2人以上である場合には、一時金の額を等分して各受給権者に支払うこととなります。

#### ア 法第36条第1項第1号該当の場合

第3-13表に掲げる遺族補償一時金受給権者の区分に応ずる額

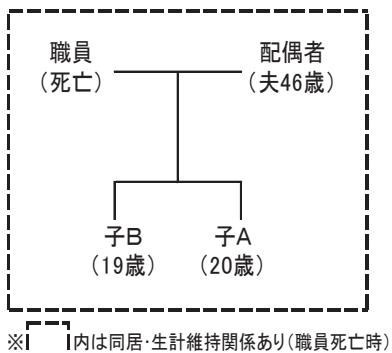
#### イ 法第36条第1項第2号該当の場合

第3-13表に掲げる遺族補償一時金受給権者の区分に応ずる額から年金の受給権者のすべてに支給された年金の支給額の合計額を差し引いた額（この場合規則第3条第3項の「補償を行うべき事由の生じた日」とは、前記(1)のイに該当して新たに一時金を支給すべきこととなった日を指すものですので、規則第3条第3項及び同条第4項の比較計算を行う必要があります。）

第3-13表 遺族補償一時金等

遺族補償一時金受給権者の区分	遺族補償 一時金	遺族特別 支給金	遺族特別援護金		遺族特別給付金
			公務災害	通勤災害	
ア 配偶者 子、父母 孫、祖父母、兄弟姉妹	平均給与額 ×1,000	300万円	1,735万円	1,045万円	
イ アに掲げる者以外の者で主として生計維持関係にあつた者（職員の死亡の当時18歳未満若しくは55歳以上の3親等内の親族又は一定の障害の状態にある3親等内の親族）	平均給与額 ×700	210万円	1,215万円	730万円	遺族補償一時金の額に100分の20を乗じて得た額 上限額 $=150\text{万円} \times \frac{A}{365}$ A=遺族補償一時金受給権者の区分に応ずる欄の乗数
ウ アに掲げる者以外の者で主として生計維持関係にあつた者（イに掲げる者以外の者）	平均給与額 ×400	120万円	695万円	420万円	

### 〈事例〉 法第36条第1号の場合の遺族補償一時金



◎ 令和5年7月9日職員死亡

夫46歳、子A20歳、子B19歳

平均給与額 12,351円

◎ この場合は、遺族補償年金を受けることができる遺族がないので、遺族補償一時金（受給は夫）が支給されます。

この場合の遺族補償一時金の額は次のとおりです。

平均給与額×1,000日

$$=12,351\text{円} \times 1,000 = 12,351,000\text{円}$$

## 第2 遺族補償に伴う福祉事業

### 1 遺族特別支給金

遺族特別支給金は、年金の第1順位の受給権者又は職員の死亡当時年金を受けることができる遺族がない場合の一時金の受給権者に対し、第3-10表又は第3-13表に掲げるそれぞれの額が支給されます（業務規程第29条の7第1項、第2項）。

なお、遺族特別支給金を受けることができる者が2人以上あるときは、遺族特別支給金の支給額は、上記の額をその人数で除して得た額がそれぞれ各人に對し支給されます（業務規程第29条の7第3項）。

### 2 遺族特別援護金

遺族特別援護金は、年金の第1順位の受給権者又は職員の死亡当時年金を受けることができる遺族がない場合の一時金の受給権者に対し、第3-10表又は第3-13表に掲げるそれぞれの額が支給されます（業務規程第29条の9第1項、第2項）。

なお、遺族特別援護金を受けることができる者が2人以上あるときは、遺族特別援護金の支給額は、上記の額をその人数で除して得た額がそれぞれ各人に對し支給されます（業務規程第29条の9第3項）。

### 3 遺族特別給付金

#### (1) 支給要件

遺族特別給付金は、年金の受給権者に対しては年金として、一時金の受給権者に対しては一時金として、次に掲げる区分に応じて支給されます。

#### (2) 支給額

##### ア 年金の受給権者

年金（法第33条第1項の規定による）の額に100分の20を乗じて得た額が支給されます。

ただし、その額は、第3-10表に掲げる上限額の算式により得た額を超えないものとされて

います（業務規程第29条の13第3項第1号）。

なお、年金たる遺族特別給付金の額の100円未満の端数は、50円未満を切り捨て、50円以上を切り上げます。

また、遺族特別給付金の100分の20の算定基礎となる遺族補償年金又は遺族補償一時金の額は、法第58条第2項若しくは法第59条第2項の規定による免責、法附則第6条第3項の規定による支給停止又は法附則第8条の規定による他の法令による給付との調整等の措置が講じられる場合にあっては、これらの措置が講じられる前の額となります。

**イ 法第36条第1号の規定による一時金の受給権者**

一時金の額に100分の20を乗じて得た額が支給されます。

ただし、その額は、第3-13表に掲げる上限額の算式により得た額を超えないものとされています（業務規程第29条の13第3項第2号）。

**ウ 法第36条第2号の規定による一時金の受給権者**

イによる額から同一の事由につき既に支給されたアによる額の合計額を差し引いた額が支給されます（業務規程第29条の13第3項第4号）。

**エ 業務規程第29条の13第2項の規定による一時金の受給権者**

遺族補償年金の受給権者が遺族補償年金前払一時金の支給を受けたため法第36条第2号の規定に該当しないこととなった者で、当該遺族補償年金の受給権者に当該遺族補償年金前払一時金が支給されなかつたものとした場合に同号の規定に該当して遺族補償一時金の受給権者となるものに対する支給額は、上記ウに準じます（業務規程第29条の13第3項第4号）。

**(3) 受給権者が2人以上の場合**

遺族特別給付金の支給を受けることができる者が2人以上あるときは、遺族特別給付金の支給額は、上記(2)のア、イ、ウ、エによる額をその人数で除して得た額がそれぞれに対し支給されます。

**(4) 支給の停止**

年金の受給権者の所在が1年以上明らかでないことによりその支給が停止されている者に対する遺族特別給付金は、当該年金の支給が停止されている間、支給されません。

### 第3 遺族補償等の請求（申請）手続

#### 1 遺族補償年金等の請求（申請）手続

遺族補償年金の受給権者が、年金の支給を受けるためには、死亡職員の任命権者を経由して、基金に「遺族補償年金請求書（様式第14号）」を提出する必要があります（記載例30参照）。請求書には個人番号を記入しなくてはなりません。

この請求書には、請求者が年金の受給権者であることを証明できる書類及び年金の額の決定に必要な書類等（「遺族補償請求書の添付書類一覧」P.220参照）を添付する必要があります。

その際、受給権者が2人以上あるときには、原則としてそのうちの1人を代表者に選任し、その旨を文書によって届け出なければなりません（規則第31条）。

基金からの支給決定通知は、請求者である受給権者及び任命権者に対して行われますが、受給権者

が2人以上あって代表者を選任している場合には、代表者に対して行われます。

また、決定通知とともに、受給権者には年金証書が交付されます。

## 2 遺族補償一時金等の請求（申請）手続

遺族補償一時金の受給権者が、遺族補償一時金の支給を受けるためには、死亡職員の任命権者を経由して、基金に「遺族補償一時金請求書（様式第23号）」を提出する必要があります。（記載例31-1、2参照）

この請求書には、請求者が一時金の受給権者であることを証明できる書類及び一時金の額の決定に必要な書類等（「遺族補償請求書の添付書類一覧」P.220参照）を添付する必要があります。

なお、一時金の受給権者が2人以上である場合には、それぞれが請求（申請）を行い、一時金の額を等分して各受給権者に支給されます。

## 第4 受給権者の報告等

### 1 届出

年金の受給権者が、年金の受給中に、次に掲げる事項に該当する場合は、ただちに基金に届け出なければなりません。

なお、年金の受給権者が死亡したときは、その遺族が当該届出の義務を負います（規則第37条）。

- (1) 氏名、住所、個人番号を変更した場合
- (2) 法第34条第1項（同項第1号を除く。）の規定により、その者の年金を受ける権利が消滅した場合
- (3) その者と生計を同じくしている年金を受けることができる遺族の数に増減を生じた場合
- (4) 法第33条第4項第1号又は第2号のいずれか一に該当するに至った場合

### 2 定期報告

遺族補償年金を受けている者は、毎年1回、2月1日から同月末日までの間に、年金受給権者及び年金受給資格者の現状について、「遺族の現状報告書（様式第41号）」を作成し、死亡した職員の所属していた任命権者を経由して提出しなければなりません（規則第36条）。

## 第5 遺族補償年金前払一時金

職員の公務又は通勤による死亡に伴い、遺族が一時的出費を必要とする場合を考慮し、当分の間、職員が公務又は通勤により死亡した場合において当該年金の受給権者が申し出たときは、以後その者が受けることができる年金の一部を一時金として前払いすることとされており、これを遺族補償年金前払一時金（以下「前払一時金」という。）といいます（法附則第6条第1項）。

## 1 支給の申出

前払一時金の支給の申出は、原則として年金の最初の支払に先立って行わなければなりませんが、既に年金の支払があった場合であっても、当該公務又は通勤による災害についての法第45条第1項の通知があった日の翌日から起算して1年を経過する日までの間は、なお当該申出を行うことができます（規則附則第4条の5第1項）。

この申出は遺族補償年金前払一時金請求書（様式第19号）を提出することにより行われることとなります。

なお、年金受給権者が2人以上あるときの前払一時金の請求及び受領は、原則として、これらの者が代表者を選任し、当該代表者が行うことになっています（規則附則第4条の6）。

また、前払一時金の支給の申出は、同一の災害につき1回に限り認められます（規則附則第4条の5第2項）。

## 2 前払一時金の額

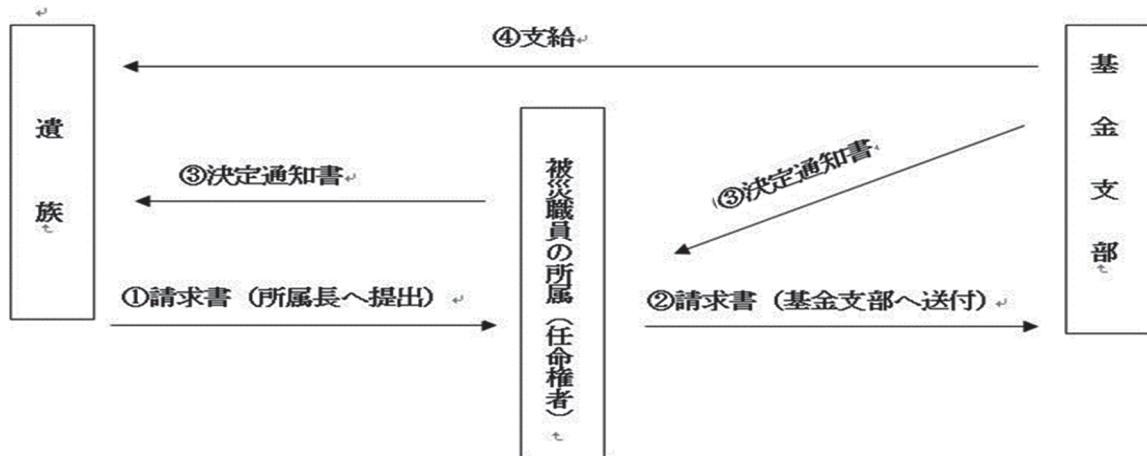
前払一時金の額は、年金の最初の支払に先立って申出が行われた場合には、平均給与額の1,000日分、800日分、600日分、400日分又は200日分に相当する額のうち、年金受給権者（前払一時金の請求及び受領に関して代表者が選任された場合には、当該代表者。以下同じ。）が申し出た額とし、年金の支払があった後に申出が行われた場合には、平均給与額の800日分、600日分、400日分又は200日分に相当する額のうち、平均給与額の1,000日分に相当する額から当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る年金の額を差し引いた額の範囲内で年金受給権者が申し出た額とします（法附則第6条第2項、規則附則第4条の7第1項）。

## 3 前払一時金の支給に伴う年金支給の停止

前払一時金が支給される場合には、年金の最初の支払に先立って申出が行われた場合にあっては、年金を支給すべき事由の生じた日の属する月の翌月から、年金の支払があった後に申出が行われた場合にあっては当該申出が行われた日の属する月の翌月から、次に掲げる額の合計額が当該前払一時金の額に達するまでの間、年金の支給が停止されます（法附則第6条第3項、規則附則第4条の8）。

- (1) 前払一時金が支給された月後の最初の法第40条第3項に規定する支払期月から1年経過した月（(2)において「1年経過月」という。）前の各月に支給されるべき年金の額の合算額（年金の支払があった後に申出が行われた場合にあっては、当該申出が行われた日の属する月以前の期間に係る年金の額を除く）
- (2) 1年経過月以後各月に支給されるべき年金の額を、法第2条第4項に規定する災害発生日の日における法定利率にその経過した年数（1年未満の端数は切り捨てる）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額の合算額

◇遺族補償の請求から支給まで◇



## 第6 特例遺族

### 1 特例遺族

年金の受給資格年齢は、夫、父母及び祖父母については 60 歳以上、兄弟姉妹については 18 歳未満又は 60 歳以上ですが、法の経過措置により当分の間、次の措置がとられています。（職員が死亡した日が平成 2 年 9 月 30 日以前の場合は異なる措置が設けられています。）

(1) 職員の死亡当時、その収入によって生計を維持し、かつ、55 歳以上 60 歳未満であった夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹は、遺族補償年金を受けることができる遺族（以下「特例遺族」という。）とします。

ただし、これらの者が 60 歳に達するまでの間は、年金額を算定する際の遺族補償年金を受けることができる遺族の人数には含めません（法附則第 7 条の 2 第 2 項）。

(2) 特例遺族の遺族補償年金を受けるべき順位は、他の遺族補償年金受給資格者より後順位とし、特例遺族のうちの順位は、夫、父母、祖父母、兄弟姉妹とします（法附則第 7 条の 2 第 3 項）。

(3) 特例遺族に支給すべき遺族補償年金は、その者が 60 歳に達するまでの間は、その支給が停止されます。

ただし、遺族補償年金前払一時金の支給については、この限りではありません（法附則第 7 条の 2 第 4 項）。

### 2 定期報告及び届出

支給停止解除年齢に達しない特例遺族補償年金受給権者も、規則第 36 条の定期報告及び第 37 条第 1 項の届出を行わなければならないものとされ、また、支給停止解除年齢に達しない特例遺族も定期報告及び届出の内容の対象となります（規則附則第 6 条）。

### 3 特例遺族に伴う福祉事業

#### (1) 遺族特別給付金

遺族補償年金の支給が停止されている者に対する遺族特別給付金は、当該年金の支給が停止されている間、支給されません。

#### (2) 奨学援護金

奨学援護金は、法附則第 7 条の 2 第 4 項の規定により、遺族補償年金の支給が停止されている場合においても、その他の支給要件を具備している場合には支給されます。

#### (3) 遺族特別支給金・遺族特別援護金

弔慰、見舞金である遺族特別支給金及び一時的出費を援護するための遺族特別援護金は、職員の死亡した時点において支給するところに意味があるものであり、この趣旨から法附則第 7 条の 2 第 4 項の規定により遺族補償年金が停止される特例遺族に対しても支給されます。

## 遺族補償請求書の添付書類一覧

	遺族補償年金		遺族補償一時金
1	職員の死亡の事実を証明する書類 (死亡診断書、死体検査書等)	1	職員の死亡の事実を証明する書類 (死亡診断書、死体検査書等)
2	遺族の氏名及び職員との続柄に関する区市町村長の発行する証明書	2	遺族の氏名及び職員との続柄に関する区市町村長の発行する証明書
3	遺族が職員の死亡当時その収入によって生計を維持していた事実を認めることのできる書類 (扶養手当関係書類等)	3	職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の範囲の家系図
4	職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の範囲の家系図	4	未届婚で事実上婚姻関係と同様の事情にあったものの場合、その事実を認めることのできる書類
5	未届婚で事実上婚姻関係と同様の事情にあったものの場合、その事実を認めることのできる書類	5	遺族補償年金を受けることのできる遺族がなく、かつ請求者に遺族補償一時金の先順位者のないことを証明する書類
6	遺族が障害の状態にあることにより受給資格を有するものであるときは、障害の状態にあることを証明する医師等の証明 (診断書)	6	請求者が法第37条第1項第2号、第3号の規定に該当する者であるときは、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた事実を認めることのできる書類
7	請求者と他の遺族が生計を同じくしているときは、その事実を認めることのできる書類	7	請求者が法第37条第3項の規定により、死亡した職員が特に指定した者に該当するものであるときは、これを証明する書類
8	受給権者が2人以上いて、代表者を選任したときは、その旨を証明することができる書類 (代表者選任届)	8	特殊公務災害の規定による金額を請求する場合にはその災害が要件に該当するものであることを証明する書類 (特殊公務災害認定調書・都支部様式第12号)
9	特殊公務災害の規定による金額を請求する場合にはその災害が要件に該当するものであることを証明する書類 (特殊公務災害認定調書・都支部様式第12号)	9	平均給与額算定書 (算定の基となった月の給与明細書及び出勤状況を確認できる書類 (出勤簿等) を添付)
10	平均給与額算定書 (算定の基となった月の給与明細書及び出勤状況を確認できる書類 (出勤簿等) を添付)		

## 記載例30 遺族補償年金請求書

様式第14号

遺族補償年金請求書  
 遺族特別支給金申請書  
 遺族特別援護金申請書  
 遺族特別給付金申請書

1号紙

認定番号 ○○○○-○○○○

地方公務員災害補償基金				請求(申請)年月日 令和5年4月12日
支部長 殿 〔遺族特別支給金〕 〔遺族特別援護金〕 〔遺族特別給付金〕 下記の遺族補償年金 (申請)します。				請求(申請)者(代表者)の住所 東京都○○区○○町1-1-1 フリガナ エド ヨシコ 氏名 江戸 美子 死亡職員との続柄 妻 個人番号 (自署又は押印)
1 関死する職員項に まする事に	所属団体名 東京都			フリガナ エド タツオ 氏名 江戸 戉男 昭和52年3月28日生(45歳) 負傷又は発病の年月日
	所属部局名 ○○局○○部			令和4年4月16日
	職名 主事			死亡年月日 令和4年4月19日
	□ 常勤 □ 令第1条職員			
2 請求の事由		<input checked="" type="checkbox"/> 職員の死亡 <input type="checkbox"/> 先順位者の失権 <input type="checkbox"/> 胎児であった子の出生 <input type="checkbox"/> 先順位者の所在不明 <input type="checkbox"/> 既に遺族補償年金を受けている者		
3 請求者及び 遺族補償年 金を受ける ことができる 遺族	氏名	生年月日	年齢	住 所
	江戸 美子	昭和54年2月1日	44	東京都○○区○○町1-1-1
	江戸 一郎	平成18年3月1日	17	"
	江戸 友子	平成20年5月1日	14	"
4 既に遺族補 償年金を受 けている者		氏名	生年月日	年齢
		住 所	死亡職員との続柄	備考
5 遺族補償年 金請求金額 の計算		(平均給与額)(乗すべき数) $17,005 \text{ 円} \times 223 \times \frac{1}{1} = 3,792,115 \text{ 円}$ (受給権者の数)		
6 遺族補償年 金請求金額		<input checked="" type="checkbox"/> 受給権者が1人の場合又は 代表者を選任しない場合 <input type="checkbox"/> 代表者を選任した場合 3,792,115 円		
7 他法年金の受給関係		<input checked="" type="checkbox"/> 遺族厚生年金 の被保険者であった。 <input type="checkbox"/> 被保険者ではなかった。		
8 遺族特別支給金 申請金額の計算		遺族特別支給金 $3,000,000 \text{ 円} \times \frac{1}{1} = 3,000,000 \text{ 円}$ 遺族特別援護金 $18,600,000 \text{ 円} \times \frac{1}{1} = 18,600,000 \text{ 円}$ (受給権者の数)		
9 遺族特別給付金 申請金額の計算		(平均給与額)(乗すべき数) (A) $17,005 \text{ 円} \times 223 \times \frac{20}{100} \times \frac{1}{1} = 758,423 \text{ 円}$ (受給権者の数)		
		(B) $1,500,000 \text{ 円} \times \frac{223}{365} \times \frac{1}{1} = 916,438 \text{ 円}$ (受給権者の数)		
10 遺族特別支給金 申請金額		<input checked="" type="checkbox"/> 受給権者が1人の場合又は 代表者を選任しない場合 <input type="checkbox"/> 代表者を選任した場合		
		遺族特別支給金 3,000,000 円 遺族特別援護金 18,600,000 円 遺族特別給付金 758,423 円		
11 送金希望口座等		<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する (本請求(申請)書に記載の個人番号を利用して公金受取口座との情報連携を行うことに同意する。) <input checked="" type="checkbox"/> 任意の口座を指定する 金融機関名 ○○銀行 本支店等名 ○○支店 口座種別 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 口座番号 1234567 口座名義人 氏名(フリガナ) 江戸 美子(エド ヨシコ) <input type="checkbox"/> その他		

〔注意事項〕裏面参照。

銀行に届け出ている口座名義を正確に記入

書式で算定した額と  
「平均給与額」を算定

受給権者

受給資格者

# 平均給与額算定期書

2号紙

被災職員の氏名 及び生年月日	江戸辰男 昭和52年3月28日生	補償の種類	遺族補償年金
-------------------	---------------------	-------	--------

1 平均給与額算定期内訳					
災害発生日の属する月の前月の末日から起算して過去3ヶ月間の給与 (通勤手当については、地方公務員災害補償法施行規則第3条第5項に規定する各月ごとの合計額)					
給与期間	4年1月1日から 4年1月31日まで	4年2月1日から 4年2月28日まで	4年3月1日から 4年3月31日まで	計	備考
総日数	31日	28日	31日	日	
勤務した日数	23日	20日	23日	日	
控除日数	日	日	日	日	
給与	給料 扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 時間外勤務手当 宿日直手当  与	373,400円 33,500円 73,242円 円 10,000円 30,000円 円  520,142円	373,400円 33,500円 73,242円 円 10,000円 20,000円 円  510,142円	373,400円 33,500円 73,242円 円 10,000円 10,000円 円  500,142円	円 円 円 円 円 円 円  円
(A) 法第2条第4項本文による金額	(給与総額) 1,530,426円 ÷ 90	(総日数) = 17,004円 73銭 (イ)	寒冷地手当 〔災害発生日の属する月の前月の末日以前における直近の寒冷地手当の支給日に支給された寒冷地手当の額〕 円×5÷365=	円	銭 (ロ)
			(イ) + (ロ) =	17,004	円 73銭
(B) 法第2条第4項ただし書きによる金額	〔日、時間又は出来高払制によつて定められた給与の総額〕 60,000円 ÷ 66 × $\frac{60}{100}$	(勤務した日数) = 545円 45銭 (ハ)			
	(その他の給与の総額) 1,470,426円 ÷ 90	(総日数) = 16,338円 06銭 (二)	(ロ) + (ハ) + (二) =	16,883	円 51銭
(C) 法第2条第6項による金額 (同条第4項本文計算)	(寒冷地手当の額) 〔控除日の属する月の給与の月額〕 $\left[ \frac{\times 5}{365} + \right] \div \left[ \frac{\times 5}{365} \right] \times$	(その月の総日数) 〔控除日数〕 - (減額された給与の額) = 円 銭(ホ)			
	(控除日の勤務に対して支払われた時間外勤務手当等の合計額) (ホ) + (ハ) =	(ト)			
	(寒冷地手当の額) 〔総日数〕 〔給与総額〕	(ト)			
	$\left[ \frac{\times 5}{365} \times \right] + \left[ \frac{\times 5}{365} \times \right] -$	円 銭 = 円 銭			
	(総日数) (控除日数) 日 - 日				
(C') 法第2条第6項による金額 (同条第4項ただし書き計算)	〔日、時間又は出来高払制によって定められた給与の総額(控除日に支払われたものを除く)〕 〔勤務した日数(控除日を除く)〕 円 ÷ $\times \frac{60}{100}$ = 円 銭(チ)				
	(寒冷地手当の額) 〔総日数〕 〔その他の給与総額〕 (チ)	(チ)			
	$\left[ \frac{\times 5}{365} \times \right] + \left[ \frac{\times 5}{365} \times \right] -$	円 銭 = 円 銭			
	(総日数) (控除日数) 日 - 日				
	(チ) + (リ) =	円 銭			

[注意事項] 別紙参照

職員の死亡した日

(D) 規則第3条第1項による金額 (給与総額) (総日数)		円 ÷ = 円 錢	
①災害発生の日(平成 年 月 日)における基本的給与の月額 職給料表 級 号		②補償事由発生日(令和 4 年 4 月 19 日)における基本的給与の月額 行(-) 職給料表 3 級 77 号給	
給 扶 地 特	料 養 域 勤務手当又はへき地勤務手当	料 養 域 勤務手当又はへき地勤務手当	
	円 円 円 円	378,400 33,500 74,142 円	
	扶 地 特	扶 地 特	
	扶 地 特	扶 地 特	
	料 養 域 勤務手当又はへき地勤務手当	料 養 域 勤務手当又はへき地勤務手当	
	円 円 円 円	円 円 円 円	
	計	計	
	円	486,042 円	
(E) 規則第3条第2項による金額 (基本的給与の月額①)		円 ÷ 30 = 円 錢	
(F) 規則第3条第3項による金額 (基本的給与の月額②)		486,042 円 ÷ 30 = 16,201 円 40 錢	
(G) 規則第3条第4項による金額 災害発生の日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①)			
規則第3条第6項による金額	円 ÷ 30 =	円 錢(ヌ)	
	(ヌ) 及び(A)(B)(C)(C')(D)(E)のうち最も高い金額		
	円 錢 ×	=	円 錢
	(ル) (総務大臣が定める率)		
(H) 離職後に補償を行うべき事由が生じた場合の金額 補償事由発生日を採用の日とみなして(E)の例により計算した額 (基本的給与の月額②)		円 ÷ 30 = 円 錢	
(I) 離職後に補償を行うべき事由が生じ、かつ、補償事由発生日が災害発生日の属する年度の翌々年度以降に属する場合の金額 災害発生の日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①)		円 ÷ 30 = 円 錢(ヲ)	
(ヲ) 及び(A)(B)(C)(C')(D)(E)のうち最も高い金額			
(ワ) (総務大臣が定める率)			
(J) (H)(I)以外の金額			
(K) 規則第3条第7項による金額		円	
(L) 法第2条第11項又は第13項による金額 法第2条第11項又は第13項の基準日における年齢		45 歳	
最高限度額 22,898 円		最低限度額 7,096 円	昭和61年改正法附則第5条の規定による経過措置の適用 □有 □無
2 平均給与額		17,005 円 ( A ) による金額	
* 平均給与額の算定内訳は上記のとおりであることを証明します。 令和 5 年 ○ 月 ○ 日		文書番号 5〇〇第〇〇〇号	
所属部局の		所在地 新宿区西新宿2-8-1 名称 ○〇局○〇部 長の職・氏名 部長 ○〇 ○〇 <small>(文書番号、所属部局の長の自署若しくは押印又は公印)</small>	

4月1日現在の年齢  
補償事由発生日の属する年度の

記載例31-1 遺族補償一時金請求書（法第36条第1号該当）

様式第23号

受給権者が複数いる場合、全員からの請求書が必要

遺族補償一時金請求書  
遺族特別支給金申請書  
遺族特別援護金申請書  
遺族特別給付金申請書

1号紙

認定番号 〇〇〇〇-〇〇〇〇

地方公務員災害補償基金		請求(申請)年月日 令和5年4月4日
東京都 支部長 殿		〒〇〇〇-〇〇〇〇
下記の遺族補償一時金 〔遺族特別支給金〕 〔遺族特別援護金〕 〔遺族特別給付金〕		請求(申請)者の住所 東京都〇〇区〇〇町1-1-1
		フリガナ クダン アキラ 氏名 九段 昭
		死亡職員との続柄又は関係 父

1 閲死する職員項目に	所属団体名 東京都		フリガナ クダン サクラ 氏名 九段 桜
	所属部局名 ○○局○○部		平成4年5月1日生(30歳)
	職名 主事	☑ 常勤 □ 令第1条職員	負傷又は発病の年月日 令和4年10月14日 死亡年月日 令和4年10月14日

2 遺族補償一時金(遺族特別給付金)の請求(申請)金額の計算

(1) 遺族補償年金(遺族特別給付金)が支給されていた場合

年金の受給権者であった者の氏名	年金証書の番号	支給された年金額の合計	支給された特別給付金額の合計
	第 号	円	円
	第 号	円	円
	第 号	円	円
計		円	円

支給月の総務大臣が属する年度	定める率(A)	遺族補償年金		遺族特別給付金	
		支給された年金額(B)	(B) × (A)	支給された給付金額(C)	(C) × (A)
年度		円	円	円	円
年度		円	円	円	円
年度		円	円	円	円
年度		円	円	円	円
年度		円	円	円	円
年度		円	円	円	円
計		円(D)		円(E)	

(2) 遺族補償年金前払一時金が支給されていた場合

支給年月日	支給された前払一時金の額(F)	総務大臣が定める率(G)	(F) × (G)
年月日	円		円(H)
支給された遺族補償年金等の合計	(D) + (H)		
受給権者(支給を受ける者)の氏名	生年月日		死亡職員との続柄又は関係
九段 昭	昭和43年10月1日		父
九段 和子	昭和43年11月1日		母
	年月日		
	年月日		

(遺族補償一時金の額)

$$(平均給与額) \times (\text{乗すべき数 (ア)}) = (I)$$

$$(\rightarrow 11,555 \text{ 円} \times 1,000) - \text{円}) \times \frac{1}{2} = 5,777,500 \text{ 円}$$

(受給権者の数)

(遺族特別給付金の額)

$$(a) (平均給与額) \times (\text{乗すべき数 (ア)}) = (E)$$

$$(\rightarrow 11,555 \text{ 円} \times 1,000 \times \frac{20}{100}) - \text{円}) \times \frac{1}{2} = 1,155,500 \text{ 円}$$

(受給権者の数)

$$(b) (平均給与額) \times (\text{乗すべき数 (イ)}) = (E)$$

$$(\rightarrow 1,500,000 \text{ 円} \times \frac{1,000}{365}) - \text{円}) \times \frac{1}{2} = 2,054,794 \text{ 円}$$

(受給権者の数)

別紙「平均給与額算定期書」

[注意事項] 裏面参照。

請求者本人の口座を記入

銀行に届けてある口座名義を正確に記入

3 遺族補償一時金の請求金額	5,777,500 円			
4 遺族特別支給金 申請金額 遺族特別援護金	遺族特別支給金（総額） $3,000,000 \text{ 円} \times \frac{1}{2} = 1,500,000 \text{ 円}$ (受給権者の数)	遺族特別援護金（総額） $18,600,000 \text{ 円} \times \frac{1}{2} = 9,300,000 \text{ 円}$ (受給権者の数)		
5 遺族特別給付金の申請金額	1,155,500 円			
6 <input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する 個人番号				
送金希望口座等	<input checked="" type="checkbox"/> 任意の口座を指定する 金融機関名 ○○銀行 本支店等名 ○○支店 口座種別 <input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 口座番号 1234567 口座名義人 氏名（フリガナ） 九段 昭（クダン アキラ） <input type="checkbox"/> その他			
* 受理 (到達した年月日)	所属部局 年 月 日	任命権者 年 月 日	基金支部 年 月 日	
* 決定金額	一時金	円	* 通 知	年 月 日
	特別支給金	円		
	特別援護金	円	* 支 払	年 月 日
	特別給付金	円		
	合計	円		

記載例31-2 遺族補償一時金請求書（法第36条第1号該当）

様式第23号

遺族補償一時金請求書  
遺族特別支給金申請書  
遺族特別援護金申請書  
遺族特別給付金申請書

受給権者が複数いる場合、全員からの請求書が必要

1号紙

認定番号	○○○○-○○○○
------	-----------

地方公務員災害補償基金  東京都 支部長 殿 下記の遺族補償一時金 〔遺族特別支給金〕 〔遺族特別援護金〕 〔遺族特別給付金〕 を	請求（申請）年月日 令和5年4月4日
	〒○○○-○○○○ 請求（申請）者の住所 東京都○○区○○町1-1-1 フリガナ 氏名 九段 和子 (自署又は押印) 死亡職員との続柄又は関係 母

1 閲死する職員項目に 所属団体名 東京都 所属部局名 ○○局○○部 職名 主事	常勤 <input checked="" type="checkbox"/>	勤務日 平成4年5月1日生(30歳)
	<input type="checkbox"/> 令第1条職員	負傷又は発病の年月日 令和4年10月14日
		死亡年月日 令和4年10月14日

2 遺族補償一時金（遺族特別給付金）の請求（申請）金額の計算

（1）遺族補償年金（遺族特別給付金）が支給されていた場合

年金の受給権者であった者の氏名	年金証書の番号	支給された年金額の合計	支給された特別給付金額の合計
	第 号	円	円
	第 号	円	円
	第 号	円	円
計		円	円

支給月の総務大臣が属する年度定める率(A)	遺族補償年金		遺族特別給付金	
	支給された年金額(B)	(B) × (A)	支給された給付金額(C)	(C) × (A)
年度	円	円	円	円
年度	円	円	円	円
年度	円	円	円	円
年度	円	円	円	円
年度	円	円	円	円
年度	円	円	円	円
計		円(D)		円(E)

（2）遺族補償年金前払一時金が支給されていた場合

支給年月日	支給された前払一時金の額(F)	総務大臣が定める率(G)	(F) × (G)
年月日	円		円(H)
支給された遺族補償年金等の合計	(D) + (H)		

受給権者（支給を受ける者）の氏名 生年月日 死亡職員との続柄又は関係

九段 昭	昭和43年10月1日	父
------	------------	---

九段 和子	昭和43年11月1日	母
-------	------------	---

	年月日	
--	-----	--

	年月日	
--	-----	--

（遺族補償一時金の額）

$$(平均給与額) \times (\text{乗すべき数 (ア)}) = (I)$$

$$(\rightarrow 11,555 \text{ 円} \times 1,000 - \text{円}) \times \frac{1}{2} = 5,777,500 \text{ 円}$$

(受給権者の数)

（遺族特別給付金の額）

$$(a) (平均給与額) \times (\text{乗すべき数 (ア)}) = (E)$$

$$(\rightarrow 11,555 \text{ 円} \times 1,000 \times \frac{20}{100} - \text{円}) \times \frac{1}{2} = 1,155,500 \text{ 円}$$

(受給権者の数)

$$(b) (\text{乗すべき数 (イ)}) = (E)$$

$$(\rightarrow 1,500,000 \text{ 円} \times \frac{1,000}{365} - \text{円}) \times \frac{1}{2} = 2,054,794 \text{ 円}$$

(受給権者の数)

[注意事項] 裏面参照。

別紙「平均給与額算定期」

請求者本人の口座を記入

銀行に届けている口座名義を正確に記入

3 遺族補償一時金の請求金額	5,777,500 円			
4 遺族特別支給金 申請金額 遺族特別援護金	遺族特別支給金（総額） $3,000,000 \text{ 円} \times \frac{1}{2} = 1,500,000 \text{ 円}$ (受給権者の数)	遺族特別援護金（総額） $18,600,000 \text{ 円} \times \frac{1}{2} = 9,300,000 \text{ 円}$ (受給権者の数)		
5 遺族特別給付金の申請金額	1,155,500 円			
6 <input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する 個人番号				
送金希望口座等	<input checked="" type="checkbox"/> 任意の口座を指定する 金融機関名 ○○銀行 本支店等名 ○○支店 口座種別 <input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 口座番号 1234567 口座名義人 氏名（フリガナ） 九段 和子（クダン カズコ） <input type="checkbox"/> その他			
* 受理 (到達した年月日)	所属部局 年 月 日	任命権者 年 月 日	基金支部 年 月 日	
* 決定金額	一時金	円	* 通 知	年 月 日
	特別支給金	円		
	特別援護金	円		
	特別給付金	円	* 支 払	年 月 日
	合計	円		

## 平均給与額算定書

2号紙

被災職員の氏名 及び生年月日	九段桜 平成4年5月1日生	補償の種類	遺族補償一時金
-------------------	------------------	-------	---------

1 平均給与額算定内訳					
災害発生日の属する月の前月の末日から起算して過去3ヶ月間の給与 (通勤手当については、地方公務員災害補償法施行規則第3条第5項に規定する各月ごとの合計額)					
給与期間	4年7月1日から 4年7月31日まで	4年8月1日から 4年8月31日まで	4年9月1日から 4年9月30日まで	計	備考
総日数	31日	31日	30日	92日	
勤務した日数	23日	23日	22日	68日	
控除日数	日	日	日	日	
給料	286,300円	286,300円	286,300円	858,900円	
扶養手当	円	円	円	円	
地域手当	51,534円	51,534円	51,534円	154,602円	
住居手当	円	円	円	円	
通勤手当	8,500円	8,500円	8,500円	25,500円	
時間外勤務手当	10,000円	6,000円	8,000円	24,000円	
宿日直手当	円	円	円	円	
	円	円	円	円	
	円	円	円	円	
	円	円	円	円	
	円	円	円	円	
計	356,334円	352,334円	354,334円	1,063,002円	
(A) 法第2条第4項本文による金額  (給与総額) (総日数) 1,063,002円 ÷ 92 = 11,554円 36銭 (イ)	寒冷地手当 〔災害発生日の属する月の前月の末日以前における直近の寒冷地手当の支給日に支給された寒冷地手当の額〕		円 × 5 ÷ 365 = 円 銭 (ロ)		
	(イ) + (ロ) =		11,554円 36銭		
(B) 法第2条第4項ただし書きによる金額  〔日、時間又は出来高払制によつて定められた給与の総額〕 (勤務した日数) 24,000円 ÷ 68 × $\frac{60}{100}$ = 211円 76銭 (ハ)  (その他の給与の総額) (総日数) 1,039,002円 ÷ 92 = 11,293円 50銭 (二) (ロ) + (ハ) + (二) = 11,505円 26銭					
(C) 法第2条第6項による金額 (同条第4項本文計算)  (寒冷地手当の額) (控除日の属する月の給与の月額) $\left[ \frac{\times 5}{365} + \right] \div \left[ \times \right] - = \text{円 銭(ホ)}$ (控除日の勤務に対して支払われた時間外勤務手当等の合計額) (ホ) + (ハ) = 円 銭 (ト)  (寒冷地手当の額) (総日数) (給与総額) $\left[ \frac{\times 5}{365} \times \right] + \left[ - \right] = \text{円 銭}$ (総日数) (控除日数) 日 - 日  (C') 法第2条第6項による金額 (同条第4項ただし書き計算)  〔日、時間又は出来高払制によって定められた給与の総額(控除日に支払われたものを除く)〕 (勤務した日数) $\left[ \frac{\times 5}{365} \times \right] + \left[ - \right] = \text{円 銭(チ)}$ (寒冷地手当の額) (総日数) (その他の給与総額) $\left[ \frac{\times 5}{365} \times \right] + \left[ - \right] = \text{円 銭(リ)}$ (総日数) (控除日数) 日 - 日 (チ) + (リ) = 円 銭					

〔注意事項〕 別紙参照。

(D) 規則第3条第1項による金額 (給与総額) (総日数)		
円÷	=	
①災害発生の日(年月日)における 基本的給与の月額	②補償事由発生日(令和4年10月15日)における 基本的給与の月額	
職給料表_____級_____号給 給 料 扶 養 手 当 地 域 手 当 特地勤務手当又はべき地勤務手当	行(-) 職給料表 2 級 45 号給 給 料 扶 養 手 当 地 域 手 当 特地勤務手当又はべき地勤務手当	
計 円	計 円 286,300 51,534 337,834	
(E) 規則第3条第2項による金額 (基本的給与の月額①)		
円÷30=	円 錢	
(F) 規則第3条第3項による金額 (基本的給与の月額②)		
337,834 円÷30=	11,261 円 13 錢	
(G) 規則第3条第4項による金額 災害発生の日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①)		
円÷30=	円 錢(ヌ)	
(ヌ) 及び(A)(B)(C)(C')(D)(E)のうち最も高い金額		
円 錢×	円 錢(ル)	
(ル) (総務大臣が定める率)		
(H) 離職後に補償を行うべき事由が生じた場合の金額 補償事由発生日を採用の日とみなして(E)の例により計算した額 (基本的給与の月額②)	円÷30=	
(I) 離職後に補償を行うべき事由が生じ、かつ、補償事由発生日が災害発生の日の属する年度の翌々年度以降に属する場合の金額		
災害発生の日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①)	円÷30=	
(ヲ) 及び(A)(B)(C)(C')(D)(E)のうち最も高い金額		
(ワ) (総務大臣が定める率)	円 錢(ヲ)	
(J) (H)(I)以外の金額		
(K) 規則第3条第7項による金額	3,960 円	
(L) 法第2条第11項又は第13項による金額 法第2条第11項又は第13項の基準日における年齢	歳	
最高限度額 円	最低限度額 円	昭和61年改正法附則第5条の規定による 経過措置の適用 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
2 平均給与額	11,555 円 ( A ) による金額	
* 平均給与額の算定内訳は上記のとおりであることを証明します。 令和5年○月○日	文書番号 5〇〇第〇〇〇号	
所属部局の	所 在 地 新宿区西新宿2-8-1 名 称 ○〇局○〇部 長の職・氏名 部長 ○〇 ○〇	
(文書番号、所属部局の長の自署若しくは押印又は公印)		

## 記載例32 遺族補償一時金請求書（法第36条第2号該当）

様式第23号

### 遺族補償一時金請求書 遺族特別支給金申請書 遺族特別援護金申請書 遺族特別給付金申請書

遺族補償年金の受給権者が全員失権し、既支払額が遺族補償一時金の支給額に満たない場合

1号紙

		認定番号	○○○○-○○○○		
地方公務員災害補償基金		請求(申請)年月日	令和5年11月1日		
東京都 支部長 殿 下記の遺族補償一時金 遺族特別支給金 遺族特別援護金 遺族特別給付金		請求(申請)者の住所	〒○○○-○○○○ 東京都○○区○○町1-2-3		
		フリガナ 氏名	ヒガシニッポン オサム 東日本 治	(自署又は押印)	
請求(申請)します。		死亡職員との続柄又は関係 父			
1 閑死する職員項目に	所属団体名 東京都		フリガナ ヒガシニッポン タダシ 氏名 東日本 正		
	所属部局名 ○○局○○部		昭和54年5月1日生(44歳)		
	職名 主事		令和3年4月1日		
			死亡年月日 令和3年4月2日		
2 遺族補償一時金(遺族特別給付金)の請求(申請)金額の計算					
(1) 遺族補償年金(遺族特別給付金)が支給されていた場合					
年金の受給権者であった者の氏名		年金証書の番号	支給された年金額の合計	支給された特別給付金額の合計	
東日本 明子		第 13180000-02 号	4,651,800 円	930,400 円	
		第 号	円	円	
		第 号	円	円	
計			円	円	
支給月の総務大臣が定める率(A)	遺族補償年金	遺族特別給付金			
支給された年金額(B)	(B) × (A)	支給された給付金額(C)	(C) × (A)		
令和3年度 1.00	2,132,075 円	2,132,075 円	426,433 円	426,433 円	
令和4年度 1.00	2,325,900 円	2,325,900 円	465,200 円	465,200 円	
令和5年度	193,825 円	193,825 円	38,767 円	38,767 円	
年度	円	円	円	円	
年度	円	円	円	円	
年度	円	円	円	円	
計	4,651,800 円(D)			930,400 円(E)	
(2) 遺族補償年金前払一時金が支給されていた場合					
支給年月日	支給された前払一時金の額(F)	総務大臣が定める率(G)	(F) × (G)		
年 月 日	円		円(H)		
支給された遺族補償年金等の合計	(D) + (H)		4,651,800 円(I)		
受給権者(支給を受ける者の氏名)	生年月日	死亡職員との続柄又は関係			
東日本 治	昭和31年8月1日	父			
	年 月 日				
	年 月 日				
年 月 日					
(遺族補償一時金の額) (平均給与額) (乗すべき数(ア)) (I)					
$(15,202 \text{ 円} \times 1,000) - 4,651,800 \text{ 円} \times \frac{1}{1} = 10,550,200 \text{ 円}$ <small>(受給権者の数)</small>					
(遺族特別給付金の額) (a) (平均給与額) (乗すべき数(ア)) (E)					
$(15,202 \text{ 円} \times 1,000 \times \frac{20}{100}) - 930,400 \text{ 円} \times \frac{1}{1} = 2,110,000 \text{ 円}$ <small>(受給権者の数)</small>					
(b) (乗すべき数(イ)) (E)					
$(1,500,000 \text{ 円} \times \frac{1,000}{365}) - 930,400 \text{ 円} \times \frac{1}{1} = 3,179,189 \text{ 円}$ <small>(受給権者の数)</small>					

[注意事項] 裏面参照。

既支給額は基金で確認のこと

別紙「平均給与額算定期書」  
で算定期書

請求者本人の口座を記入

銀行に届けている口座名義を正確に記入

3 遺族補償一時金の請求金額		10,550,200 円			
4 遺族特別支給金 遺族特別援護金 申請金額		遺族特別支給金（総額） 円 × $\frac{1}{(受給権者の数)}$ = 円	遺族特別援護金（総額） 円 × $\frac{1}{(受給権者の数)}$ = 円		
5 遺族特別給付金の申請金額		2,110,000 円			
6 <input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する 個人番号 [ ]					
送 金 希 望 口 座 等	<input checked="" type="checkbox"/> 任意の口座を指定する 金融機関名 ○○銀行 本支店等名 ○○支店 口座種別 <input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 口座番号 1234567 口座名義人 氏名（フリガナ） 東日本 治（ヒガシニッポン オサム）				
	<input type="checkbox"/> その他				
* 受理 (到達した年月日)	所属部局		任命権者	基金支部	
	年	月	日	年	月
* 決定金額	一時金	円	* 通知	年 月 日	
	特別支給金	円			
	特別援護金	円			
	特別給付金	円	* 支払	年 月 日	
	合計	円			

## 平均給与額算定書

2号紙

被災職員の氏名 及び生年月日	東日本 正 昭和54年5月1日生	補償の種類	遺族補償一時金
-------------------	---------------------	-------	---------

1 平均給与額算定内訳					
災害発生日の属する月の前月の末日から起算して過去3月間の給与 (通勤手当については、地方公務員災害補償法施行規則第3条第5項に規定する各月ごとの合計額)					
給与期間	3年1月1日から 3年1月31日まで	3年2月1日から 3年2月28日まで	3年3月1日から 3年3月31日まで	計	備考
総日数	31日	28日	31日	90日	
勤務した日数	23日	21日	23日	67日	
控除日数	日	日	日	日	
給料	350,800円	350,800円	350,800円	1,052,400円	
扶養手当	13,500円	13,500円	13,500円	40,500円	
地域手当	65,574円	65,574円	65,574円	196,722円	
住居手当	8,500円	8,500円	8,500円	25,500円	
通勤手当	11,000円	11,000円	11,000円	33,000円	
時間外勤務手当	10,000円	5,000円	5,000円	20,000円	
宿日直手当	円	円	円	円	
	円	円	円	円	
	円	円	円	円	
	円	円	円	円	
	円	円	円	円	
計	459,374円	454,374円	454,374円	1,368,122円	
(A) 法第2条第4項本文による金額  (給与総額) (総日数) 1,368,122円 ÷ 90 = 15,201円35銭 (イ)	寒冷地手当 〔災害発生日の属する月の前月の末日以前における直近の寒冷地手当の支給日に支給された寒冷地手当の額〕 円 × 5 ÷ 365 = 円 銭 (ロ)  (イ) + (ロ) = 15,201円35銭				
(B) 法第2条第4項ただし書きによる金額  〔日、時間又は出来高払制によつて定められた給与の総額〕 (勤務した日数) 20,000円 ÷ 67 × $\frac{60}{100}$ = 179円10銭 (ハ)  (その他の給与の総額) (総日数) 1,348,122円 ÷ 90 = 14,979円13銭 (二) (ロ) + (ハ) + (二) = 15,158円23銭					
(C) 法第2条第6項による金額 (同条第4項本文計算)  (寒冷地手当の額) (控除日の属する月の給与の月額) $\left[ \frac{\times 5}{365} + \right] \div \left[ \times \right] - = \text{円 銭(ホ)}$ (控除日の勤務に対して支払われた時間外勤務手当等の合計額) (ホ) + (ハ) = 円 銭(ト)  (寒冷地手当の額) (総日数) (給与総額) (ト) $\left[ \frac{\times 5}{365} \times \right] + \left[ \right] - = \text{円 銭}$ (総日数) (控除日数) 日 - 日  (C') 法第2条第6項による金額 (同条第4項ただし書き計算)  〔日、時間又は出来高払制によって定められた給与の総額(控除日に支払われたものを除く)〕 (勤務した日数) $\left[ \frac{\times 5}{365} \times \right] \div \left[ \times \frac{60}{100} \right] = \text{円 銭(チ)}$ (寒冷地手当の額) (総日数) (その他の給与総額) (ホ) $\left[ \frac{\times 5}{365} \times \right] + \left[ \right] - = \text{円 銭}$ (総日数) (控除日数) 日 - 日 (チ) + (リ) = 円 銭					

〔注意事項〕 別紙参照。

一時金を支給すべきこととなった日

(D) 規則第3条第1項による金額 (給与総額) (総日数)		円 ÷ = 円 錢
①災害発生の日(令和3年4月1日)における 基本的給与の月額 行(-) 職給料表 3 級 65 号給 給 料 358,500 円 扶 養 手 当 13,500 円 地 域 手 当 66,960 円 特地勤務手当又はべき地勤務手当 計 438,960 円		②補償事由発生日(令和5年4月15日)における 基本的給与の月額 行(-) 職給料表 3 級 65 号給 給 料 360,900 円 扶 養 手 当 13,500 円 地 域 手 当 67,392 円 特地勤務手当又はべき地勤務手当 計 441,792 円
(E) 規則第3条第2項による金額 (基本的給与の月額①)		円 ÷ 30 = 円 錢
(F) 規則第3条第3項による金額 (基本的給与の月額②)		円 ÷ 30 = 円 錢
(G) 規則第3条第4項による金額 災害発生の日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①)		円 ÷ 30 = 円 錢(ヌ)
(ヌ) 及び(A)(B)(C)(C')(D)(E)のうち最も高い金額 (ル) (総務大臣が定める率) 円 錢 × = 円 錢		円 錢(ル)
規則第3条第6項による金額	(H) 離職後に補償を行うべき事由が生じた場合の金額 補償事由発生日を採用の日とみなして(E)の例により計算した額 (基本的給与の月額②)	
	441,792 円 ÷ 30 = 14,726 円 40 錢	
	(I) 離職後に補償を行うべき事由が生じ、かつ、補償事由発生日が災害発生の日の属する年度の翌々年度以降に属する場合の金額 災害発生の日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①)	
	438,960 円 ÷ 30 = 14,632 円 00 錢(ヲ)	
	(ヲ) 及び(A)(B)(C)(C')(D)(E)のうち最も高い金額 (ワ) (総務大臣が定める率) 15,201 円 35 錢 × 1.00 = 15,201 円 35 錢	
	(J) (H)(I)以外の金額 円 錢	
(K) 規則第3条第7項による金額		3,970 円
(L) 法第2条第11項又は第13項による金額 法第2条第11項又は第13項の基準日における年齢		歳
最高限度額 円		最低限度額 円
		昭和61年改正法附則第5条の規定による経過措置の適用 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
2 平均給与額 15,202 円 ( I ) による金額		
* 平均給与額の算定内訳は上記のとおりであることを証明します。 令和5年○月○日		文書番号 5〇〇第〇〇〇号
所属部局の 長の職・氏名		所在地 ○〇区〇〇町3-2-1 名称 ○〇区〇〇部 部長 ○〇 ○〇 (文書番号、所属部局の長の自署若しくは押印又は公印)